

景観計画区域内行為届出チェックシート  
**特定施設届出地区（ホテル、旅館等）**

※対応欄に✓を該当しない場合は斜線を記入、実施事項欄に配慮項目に対してどのような対応を行ったかご記入ください。

○位置

対応		景観配慮項目	実施事項	判定 (届出)	判定 (完了)
実施	否				
/	/	【基本的配慮事項】 背景となる山並みや海、穏やかな丘陵地、広がる田園への眺望を妨げない位置に努めること。	/	/	/
		背景となる山並みや海辺への連続性を分断しないような位置及び規模に努めている。			
		ランドマークとなる歴史的建造物への眺望が遮られないよう努めている。			
		市街地からの山並みの眺望を確保するため、周辺と調和する建築物の高さに努めている。			
		周辺からの眺望を妨げないような位置及び規模に努めている。			

○壁面後退

対応		景観配慮項目	実施事項	判定 (届出)	判定 (完了)
実施	否				
/	/	【基本的配慮事項】 安全でゆとりある公共空間を確保するため、道路から後退した位置に努めること。	/	/	/
		セットバックや隅切りにより後退し、オープンスペース等の空間を確保し、歩行者等への圧迫感、威圧感を緩和するよう努めている。			
		道路から後退し、緑化スペースとして活用する等、周辺の景観との調和に努めている。			
		周辺の景観と不調和にならないよう、建築物の規模や位置等に努めている。			
		客室等の上層部の壁面位置を後退させることにより、圧迫感や威圧感の軽減に努めている。			

○周囲との連続性

対応		景観配慮項目	実施事項	判定 (届出)	判定 (完了)
実施	否				
/	/	【基本的配慮事項】 周囲の施設と調和し、通りとしてまとまりや連続性がある位置に努めること。	/	/	/
		周辺の建築物の高さや壁面位置の調和を図り、まちなみとしての連続性やまとまりを確保するよう努めている。			
		建築物の高さ等を合わせることで、まちなみに一体感を持たせるよう努めている。			
		周辺の建築物や自然景観から突出した印象にならないように周辺の景観の調和に努めている。			
		圧迫感を緩和するために高層部分を後退させ、背景の山並み景観の確保に努めている。			
		隣接する建築物との高さや壁面位置を合わせ、まちなみの一体感に努めている。			

○意匠

対応		景観配慮項目	実施事項	判定 (届出)	判定 (完了)
実施	否				
		<p>【基本的配慮事項】                      周辺の景観と調和し、シンプルな意匠となるよう努めている。中心市街地など賑やかさが求められるところにおいては、にぎわいづくりに貢献できる意匠となるよう努めること。</p>			
		<p>まちなみとしてまとまりや一体感を創出するため、周辺の建築物の形態や意匠に調和するよう努めている。</p>			
		<p>その地域にふさわしい建築物のデザインとし、特に突出しない、形態・意匠となるよう努めている。</p>			
		<p>山や海への眺望や周辺の自然・田園景観と調和するようシンプルな形態及び意匠となるよう努めている。</p>			
		<p>周辺集落と勾配屋根が連続するよう屋根の形態に努めている。</p>			
		<p>デザインは、高品質でシンプルになるよう努めている。</p>			
		<p>周辺がある程度デザイン的に統一された建築物群の場合は、それと合わせ突出しないデザインに努めている。</p>			
		<p>長大で単純な壁面は、凹凸や分節化に努めている。</p>			
		<p>高層建築物の壁面について、市街地部ににぎわいのあるところは、1階部のデザインを工夫し、オープンな形態を用いるなど2階以上の部分との形態を変化させるよう努めている。</p>			
		<p>屋外設備は、露出させず建築物と一体となるような形態及び意匠に努めている。</p>			
		<p>建築物の美観を損なうような構築物（屋外設備や屋外階段等）は、デザインの工夫により建築物との一体化、調和を図るよう努めている。</p>			

○形態

対応		景観配慮項目	実施事項	判定 (届出)	判定 (完了)
実施	否				
		<p>【基本的配慮事項】                      背景となる山並みや海、穏やかな丘陵地、広がる田園への眺望を妨げない形態に努めること。</p>			
		<p>まちなみとしてまとまりや一体感を創出するため、周辺の建築物の形態や意匠に調和するよう努めている。</p>			
		<p>周辺の住宅地と調和のとれた形態及び意匠とし、快適な居住空間を阻害しないよう努めている。</p>			
		<p>自然景観等と違和感が生じないようシンプルな形態及び意匠とするよう努めている。</p>			
		<p>質の高いデザインでまちなみ景観を創出するよう努めている。</p>			
		<p>山間部での周辺集落においては、屋根勾配が連続するよう屋根の形態に努めている。</p>			

○色彩

対応		景観配慮項目	実施事項	判定 (届出)	判定 (完了)
実施	否				
		<p>【基本的配慮事項】</p> <p>色彩は、低彩度とするとともに、多色使いを避け、沿道周辺の景観と調和が図られるよう努めること。</p> <p>中心市街地など賑やかさが求められるところにおいては、アクセントを与える色彩の工夫に努めること。</p>			
		<p>外観に使用できる色彩の制限範囲は別表のとおりとしている。</p> <p>ただし、低層部に使用する色彩で、低層部各面の見付面積の5分の1未満若しくは高層部に使用する色彩で、高層部各面の見付面積の10分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色する部分の色彩又は着色していない木材・土壁・石材・ガラス材等の材料によって仕上げられる部分の色彩については、この限りではない。</p>			
		過度に明度差（コントラスト）の大きな配色は極力避け、適切な明度対比を持たせた同系色を用いるなど周辺環境や自然との調和に配慮している。			
		企業特有のイメージカラー等は周辺のまちなみ景観や自然景観に調和した色彩となるよう努めている。			
		隣接する建築物に調和した色彩に努めている。			

別表

対応		<高層部（高さ10メートル以上又は4階以上）>				判定 (届出)	判定 (完了)
実施	否	色相	明度	彩度	マンセル値		
		0.1R~10R	6以上9以下	4以下			
		0.1YR~5Y		6以下			
		上記以外の有彩色		2以下			
		無彩色		—			
対応		<低層部（高さ10メートル未満又は3階以下）>				判定 (届出)	判定 (完了)
実施	否	色相	明度	彩度	マンセル値		
		0.1R~10R	2以上9以下	4以下			
		0.1YR~5Y		6以下			
		上記以外の有彩色		2以下			
		無彩色		—			

※表中における高層部とは地上からの高さ10メートル以上又は4階以上、また、低層部とは地上からの高さ10メートル未満又は3階以下の部分をいいます。

○素材

対応		景観配慮項目	実施事項	判定 (届出)	判定 (完了)
実施	否				
		<p>【基本的配慮事項】</p> <p>長期間にわたって良好な外観を維持できる耐久性の高い素材を使用するよう努めること。</p>			
		経年変化に考慮し、長期間美観を維持できる素材の使用に努めている。			
		周辺地域との調和のとれた素材の使用に努めている。			

○設備

対応		景観配慮項目	実施事項	判定 (届出)	判定 (完了)
実施	否				
/	/	【基本的配慮事項】 外壁や屋上等に設ける設備は、囲いを設けるなど露出を避け、すっきりした外観になるよう努めること。	/	/	/
		デザイン上、建築物の美観を損なうような構築物（給水塔、屋外露出階段等）は、ルーバー等で覆ったり、デザインの工夫により建築物との一体化、調和を図るよう努めている。			
		空調機や屋外階段を露出しない構造等にするよう努めている。			

○接道緑化

対応		景観配慮項目	実施事項	判定 (届出)	判定 (完了)
実施	否				
/	/	【基本的配慮事項】 沿道にうるおいをもたらす植栽に努めること。	/	/	/
		敷地面積が少なくまとまった植栽スペースを確保できない場合は、人の目につく道路沿いを含め、効果のあるところの緑化に努めている。			
		建築物の圧迫感を軽減する植栽帯を設けるよう努めている。			

○駐車場緑化

対応		景観配慮項目	実施事項	判定 (届出)	判定 (完了)
実施	否				
/	/	【基本的配慮事項】 駐車場は、緩衝帯となる植栽で遮蔽するよう努めること。	/	/	/
		特に大規模な店舗のある広い駐車場は、道路沿い敷地周辺の緑化のほかに、駐車ができないスペースには、緑化によるうるおいの創出に努めている。			
		屋外駐車場の舗装は、緑化ブロックや芝生保護材等を使用し、周辺環境への潤いの創出に努めている。			
		歩道に面する所は、緑化し、まちなみにうるおいを与えるよう努めている。			

○周辺緑化

対応		景観配慮項目	実施事項	判定 (届出)	判定 (完了)
実施	否				
/	/	【基本的配慮事項】 施設周辺や敷地の周囲及びさく、塀、擁壁等の前面の緑化に努めること。	/	/	/
		緑化するためのスペースがない場合には、ツタ等により緑化し、周辺環境のうるおいの創出に努めている。			

○オープンスペース

対応		景観配慮項目	実施事項	判定 (届出)	判定 (完了)
実施	否				
/	/	【基本的配慮事項】 人々の憩いの場となるオープンスペースの確保に努めること。	/	/	/
		隅切部にオープンスペースを設けるなど、ゆとりある公開空間を設け、人々が集えるにぎわいの創出に努めている。			